

様式 7

愛媛県視聴覚福祉センター指定管理者募集要項等に関する質問票

No.	日付	資料名	頁	項目番号	質問項目	質問の内容	回答(※)
1		指定管理者業務仕様書	1	第1 1 (3)	視聴覚センターの利用者	読書バリアフリー法等により、録音図書等を視覚障がい者だけでなく発達障がい者等の読書困難者も利用できるようになったが、それらの読書困難者は「ウ. その他指定管理者が適当と認める者」に含まれるという解釈でよいのか。	お見込のとおり。
2		指定管理者業務仕様書	3	第1 2 (3) ア (オ)	事故の予防及び緊急時の対応	「大規模災害が発生した場合における初動の対応（自主避難者への対応等）については、愛媛県及び施設所在市町と密接に連携を取りながら、原則として、指定管理者が自主的に行うこと」とあるが、現在備蓄品等も整備していない中で、実際にそのような事態が生じた場合における、避難者の受入の可否の判断、受け入れ後の対応方法及び職員配置などについて、どのように考えているかお示しいただきたい。	大規模災害が発生した場合、初動対応として来館者の安全確保等を想定している。 来館者及び自主避難者の受入可否の判断は、災害状況の情報収集を行い、近隣の指定避難所への誘導が困難な場合に、施設の被害状況等を勘案したうえで行うこととなると考えている。
3		指定管理者業務仕様書	4	第2 2	利用時間及び休館日	点字図書館について、公共図書館等で行われている書庫整理等を理由とする休館や、運用システムであるサピエのメンテナンス等で臨時的に休館日を設定することは可能か。また、その際はその都度知事に届け出る必要があるのか。	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。その際、あらかじめ知事に届出、承認を得る必要はないが、利用者等への事前周知を図りたい。